

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の  
経理的基礎に関する審査基準

制定：平成 17 年 3 月 1 日  
改正：平成 19 年 4 月 2 日  
改正：平成 21 年 9 月 1 日  
改正：平成 23 年 4 月 1 日  
改正：平成 24 年 4 月 1 日  
改正：平成 26 年 5 月 12 日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 10 条第 2 号ロ又は第 10 条の 13 第 2 号ハに定める産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬（積替え保管を除く場合に限る。）を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを、以下の方法により確認すること。

第 1 営業実績が 3 年以上ある法人の場合

1 提出書類

次の各号に掲げる書類がすべて提出されていること。ただし、第 5 号に掲げる書類は必要に応じて提出を指示した場合、第 6 号に掲げる書類は次項の規定により提出を指示した場合に限る。

また、直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成している場合は、第 2 号及び第 3 号に掲げる書類に代えてこれを申請書に添付することができる。

- (1) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（申請書様式第 5 号）
- (2) 直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上原価又は製造原価などの内訳を含む。）、株主資本等変動計算書及び個別注記表
- (3) 直前 3 年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (4) 直前 3 年の各事業年度における確定申告書（別表 1 (1)、別表 4）及び直前 1 年の事業年度における確定申告書（別表 2）の写し
- (5) 金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する書類
- (6) 収支計画に基づく経営診断書（今後 5 年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。）

2 収支計画に基づく経営診断書の提出

次の各号のいずれかに該当するときは、収支計画に基づく経営診断書の提出を指示すること。

- (1) 直前 3 年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額（以下「経常利益金額等」という。）の平均値がマイナスであり、かつ、直前の事業年度において経常利益金額等が計上されておらず、かつ、直前の事業年度

における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が0割以上1割未満である。

- (2) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値がマイナスであり、かつ、直前の事業年度において経常利益金額等が計上されており、かつ、直前の事業年度において債務超過である。

### 3 審査方法

審査方法は、次の各号によるものとする。なお、審査に際しては、第1項第2号及び第3号に掲げる書類の内容を同項第4号に掲げる書類により突合するなどのチェックを行うこと。

- (1) 第1項第2号から第4項までに掲げる書類により、次のア、イ又はウのいずれかに該当することが確認できること。

ア 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値がプラスとなっている。

イ 直前の事業年度において、役員報酬、減価償却費等が適正に執行されており、かつ、経常利益金額等が計上されている。

ウ 直前の事業年度において、債務超過でない。

- (2) 前項の規定により収支計画に基づく経営診断書の提出の指示を要する場合は、第1項に掲げる書類により、慎重に検討を行い、今後5年以内に債務超過が解消されるなど、健全経営の軌道に乗ることが確認できること。

なお、収支計画に基づく経営診断書の確認方法については別紙によること。

- (3) 前項の規定により収支計画に基づく経営診断書の提出の指示を要しない場合であっても、一律に経理的基礎を有すると判断するのではなく、慎重に検討を行い、その有無を判断すること。

### 4 不許可処分

直前の事業年度において債務超過であり、かつ、直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値がマイナスであり、かつ、直前の事業年度において経常利益金額等が計上されていない場合は不許可とする。

## 第2 営業実績が3年以上ある個人の場合

### 1 提出書類

次の各号に掲げる書類がすべて提出されていること。ただし、第6号に掲げる書類にあっては、次項の規定により提出を指示した場合に限る。

- (1) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（申請書様式第5号）
- (2) 資産に関する調書（申請書様式第6号）及びその内容を証明する書類
- (3) 直前3年の各事業年度における所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (4) 直前3年の各事業年度における確定申告書（第1表）の写し
- (5) 金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する書類
- (6) 収支計画に基づく経営診断書

## 2 収支計画に基づく経営診断書の提出

直前の事業年度において資産の額が負債の額未満であり、かつ、直前3年において1期分でも所得税を納付している年があるときは、収支計画に基づく経営診断書の提出を指示すること。

## 3 審査方法

審査方法は、次の各号によるものとする。なお、審査に際しては、資産状況について第1項第2号に掲げる書類により判断し、同項第3号に掲げる書類の内容を同項第4号に掲げる書類により突合するなどのチェックを行うこと。

(1) 新規申請の場合は、当該事業を開始するに足る自己資金又は金融機関からの融資が確実に得られるものであり、かつ適正な返済計画が立てられていること。

(2) 第1項第2号から第4号までに掲げる書類により、次のア又はイのいずれかに該当することが確認できること。

ア 直前の事業年度において資産の額が負債の額以上である。

イ 直前3年の事業年度のうち少なくとも1期分は所得税を納税している。

(3) 前項の規定により収支計画に基づく経営診断書の提出の指示を要する場合には、第1項に掲げる書類により、慎重に検討を行い、今後5年以内に資産の額が負債の額を上回るなど、健全経営の軌道に乗ることが確認できること。

なお、収支計画に基づく経営診断書の確認方法については別紙によること。

(4) 前項の規定により収支計画に基づく経営診断書の提出の指示を要しない場合であっても、一律に経理的基礎を有すると判断するのではなく、慎重に検討を行い、その有無を判断すること。

## 4 不許可処分

直前の事業年度において資産の額が負債の額未満であり、かつ、直前3年にわたり納付すべき所得税額が無い場合は不許可とする。

## 第3 営業実績が3年未満の法人の場合

### 1 提出書類

次の各号に掲げる書類がすべて提出されていること。ただし、第5号に掲げる書類は必要に応じて提出を指示した場合に限る。

また、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成している場合は、第2号及び第3号に掲げる書類に代えてこれを申請書に添付することができる。

(1) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（申請書様式第5号）

(2) 事業期間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上原価又は製造原価などの内訳を含む。）、株主資本等変動計算書及び個別注記表

(3) 事業期間の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(4) 事業期間の各事業年度における確定申告書（別表1(1)、別表4）及び直前1年の事業年度における確定申告書（別表2）の写し

(5) 金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する

書類

(6) 収支計画に基づく経営診断書

## 2 審査方法

審査に際しては、前項第2号及び第3号に掲げる書類の内容を同項第4号に掲げる書類により突合するなどのチェックを行うこと。

また、前項に掲げる書類により、慎重に検討を行い、今後5年以内に債務超過が解消されるなど、健全経営の軌道に乗ることが確認できること。

なお、収支計画に基づく経営診断書の確認方法については別紙によること。

## 3 不許可処分

前項に基づく審査により、経理的基礎を有しないと判断される場合は不許可とする。

# 第4 営業実績が3年未満の個人の場合

## 1 提出書類

次の各号に掲げる書類がすべて提出されていること。

- (1) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第5号）
- (2) 資産に関する調書（申請書様式第6号）及びその内容を証明する書類
- (3) 事業期間の各事業年度における所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (4) 事業期間の各事業年度における確定申告書（第1表）の写し
- (5) 金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する書類

(6) 収支計画に基づく経営診断書

## 2 審査方法

審査に際しては、資産状況について前項第2号に掲げる書類により判断し、また、同項第3号に掲げる書類の内容を同項第4号に掲げる書類により突合するなどのチェックを行うこと。

また、前項に掲げる書類により、慎重に検討を行い、今後5年以内に資産の額が負債の額を上回るなど、健全経営の軌道に乗ることが確認できること。

なお、収支計画に基づく経営診断書の確認方法については別紙によること。

## 3 不許可処分

前項に基づく審査により、経理的基礎を有しないと判断される場合は不許可とする。

第5 この審査基準は、平成26年5月12日から施行する。ただし、平成26年5月12日前に許可申請のあったものについては、改正前の審査基準を適用するものとする。

## 収支計画に基づく経営診断書の確認方法

## 1 収支計画の確認方法

## (1) 収支計画についての聴取等

提出された経営診断書に基づき慎重に判断することとする。

ただし、経営診断書に記載された改善計画や課題等についての説明が不十分と判断される場合においては、申請者より今後の改善計画等の具体的な対策を聴取するか、書面にて提出させるものとする。また、必要に応じて追加資料を提出させるものとする。

## (2) 経理的基礎の有無の判断

上記(1)において、収支計画において課題が解決されると判断され、かつ、今後3～5年間に利益の計上又は自己資本比率（10%以上）の回復が見込まれる場合に、経理的基礎を有するものと判断する。

## 2 収支計画の確認ポイント

## (1) 損益計算書

## ア 売上高

産業廃棄物処理業者の売上高の回復計画の妥当性を確認する。

売上げ悪化の要因がどのように克服され、どのような方策により売上が回復するのか、その方策の実現可能性を確認する。

## イ 売上原価

資材の仕入れや外注費用などの計画の妥当性を確認する。

売上原価の計画が今までの実績値に比べて減少して計画されている場合は、どのような要因及び方策により減少するのか、その要因及び実現可能性を確認する。

## ウ 売上総利益

売上高から売上原価を差し引いた売上総利益の推移を確認する。

増加して計画されている場合、その要因とその実現可能性を確認する。

## エ 販売費及び一般管理費（営業費用）

営業費用の合計、人件費（給与、賞与及び役員報酬など）、減価償却費などの計画の妥当性を確認する。

減少して計画されている場合、その要因及び実現可能性を確認する。

## オ 営業利益

売上総利益から営業費用を差し引いた、営業活動から生じた営業利益の計画の妥当性を確認する。

増加して計画されている場合、その要因及び実現可能性を確認する。

## カ 営業外費用

支払利息や割引費用などの計画の妥当性を確認する。

減少して計画されている場合、その要因及び実現可能性を確認する。

キ 経常利益

営業利益から営業外損失を差し引いた経常利益の推移を確認する。  
増加して計画されている場合、その要因及び実現可能性を確認する。  
今後3～5年間で経常利益を計上できるかどうか確認する。

ク 当期利益

経常利益に特別利益を加え、特別損失を差し引いた当期利益の推移を確認する。  
増加して計画されている場合は、その要因及び実現可能性を確認する。  
今後3～5年間で当期利益を計上できるかどうか確認する。

(2) 貸借対照表

ア 資産合計（総資産）

実績と計画の乖離を確認する。

資産が増加している場合でも、在庫や売上債権（受取手形及び売掛金）の増加は、財務体質の悪化につながるため、増減した項目と増減要因を確認する。

イ 売上債権合計

実績と計画の乖離を確認する。

売上債権の急激な増加は、資金回収条件の悪化や、不良債権の増加に拠る場合もあるため、増加要因について確認する。

一方、売上債権の急激な減少は、売り上げの急激な落ち込みによる場合もあるため、減少要因について確認する。

ウ 固定資産合計

実績と計画の乖離を確認する。

増加して計画されている場合は、増加した固定資産の内容や、増加させた際の資金調達方法などについて確認する。

減少して計画されている場合は、処分予定の資産の内容や、処分対価の用途について確認する。

エ 純資産合計

増加して計画されている場合は、その要因及び実現可能性を確認する。

今後3～5年間で自己資本比率が10%以上に回復できるかどうかを確認する。

(3) 返済能力

設備資金の返済財源としては、償却前引当当期利益が主となることから、その返済期間を確認する。

金融機関の貸出期間との比較を行い期間内に返済できるかどうか確認する。

項目	計算式
要返済期間	長期借入金・社債の現在残高+今回長期借入金増加額
	償却前引当当期利益－社外分配額